

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらしの安心ネット通信～

若者版

発行：山口県消費生活センター

消費生活トラブル情報

注目!

令和5年3月6日  
—第57号—

購入前にしっかり確認!



購入する前に商品の内容をしっかり確認しましょう!

- ・インターネットで閲覧したWEBページやメール、動画、SNSの中に商品の販売サイトのリンクを貼りつけたインターネット広告が増えています。
- ・中には、虚偽・誇大な内容を表示して、思っていたものとは異なる商品の販売サイトに消費者を誘い込む手口が見られます。

## アドバイス

- 広告どおりの効果があるのか、**記載されている内容をしっかり確認しましょう。**
- 定期購入になっていないか、支払総額はいくらになるのか、購入回数の縛りがあるのか、**購入条件など契約内容を最後まで確認しましょう。**
- 契約後に解約しなければならない場合もあるので、**解約手続きについて契約前に必ず確認しましょう。**

不安に思った場合は、  
すぐに最寄りの消費生活センターに相談!

※この4コマ漫画は「2021年消費者トラブル防止4コマ漫画コンテスト」入選作品です。

宇部フロンティア大学 猶崎 慈音さん 作

山口県消費生活センター TEL:083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

# お知らせ

## 消費者教育Web漫画教材を制作しました！

令和4年4月の成年年齢引下げに伴い、18歳、19歳の若者の消費者被害の増加が懸念される中、消費者教育の推進を図るため、自宅学習や学校でのデジタル化に対応したWeb漫画教材を制作しました。

	テーマ
第1話	デート商法によるトラブル
第2話	ネット通販（定期購入）
第3話	もうけ話のトラブル
第4話	クレジットカードの注意点
第5話	美容エステのトラブルとクーリング・オフ



188 (いやや) マン

【山口県消費者トラブル解決のキャラクター】



県ホームページに掲載中！

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/manaberu-site-top/195579.html>

### 消費者ホットライン「188」 御案内の流れ

郵便番号が分かる

1

→ ○郵便番号(7桁)入力  
を押す

郵便番号が分からない

2

→ ○固定電話の場合は地域を  
選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の  
消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど